

対 象		支援策 *【】内は制度の主体(例：【国】=国の制度)	概 要	問 合
新型コロナウイルスに感染したら	給与などの支払いを受けている国民健康保険および後期高齢者医療加入者で感染症にかかったまたは疑いのある方で仕事を休んだ方	11 国民健康保険および後期高齢者医療における傷病手当金の給付【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 傷病手当金を給付 対象期間：仕事を休んだ日から起算して3日を経過した日(4日目)から1年6カ月を限度 対象日：対象期間のうち勤務することを予定していた日 手当金額：直近3カ月の1日あたり平均給与額の2/3×対象日数(対象日に受け取った給与などが手当金額を超える場合は支給しない) 	市民課 ☎ 35-3003
子どもがいる方のために	児童扶養手当の受給資格がある世帯または同じ水準となっているひとり親世帯	12 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)【国】	<ul style="list-style-type: none"> 低所得のひとり親世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給 ①公的年金などを受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当が支給されていない方 ②感染症の影響により収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方 *ひとり親世帯以外分との併給は不可 	子育て支援課 ☎ 35-3140
	令和3年度の住民税が非課税または令和3年1月1日以降それに準ずる収入となっている子育て世帯	13 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)【国】	<ul style="list-style-type: none"> 低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり一律5万円を支給 ①令和3年5月分以降、新規に児童手当受給者となり、住民税均等割が非課税の方(申請不要) ②令和3年3月31日時点で18歳未満の児童(障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母などで、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となっている方 *ひとり親世帯分との併給は不可 	
納税などの特例	自家用乗用車を取得される方	14 自動車税の軽減措置の延長【県】	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税環境性能割の税率を1%軽減(令和3年12月31日までに取得したもの) 	飛騨県税事務所 ☎ 33-1111
	感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯 感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がった世帯	15 国民健康保険料および後期高齢者医療保険料の減免、支払い猶予など【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 【主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯】 申請により保険料を全額免除 【主たる生計維持者の事業収入などが減少する世帯】 次の要件の全てに該当する世帯について、申請により前年の合計所得金額の区分に応じて、対象保険料額の2/10～10/10を減免 ①主たる生計維持者の事業収入などが前年の3/10以上減少したこと ②世帯の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること ③減少することが見込まれる主たる生計維持者の事業収入など以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること 	市民課 ☎ 35-3495
	感染症の影響により納付が困難な方		<ul style="list-style-type: none"> 保険料について、申請により支払期限を最大6カ月猶予 	
	感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難な方		<ul style="list-style-type: none"> 国民年金保険料の免除申請(臨時特例申請) 感染症の影響により業務が失われたなどにより収入が減少した方 当年中の所得見込額が保険料免除基準相当または学生納付特例基準相当になることが見込まれる方 	
感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者 感染症の影響により主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者	16 介護保険料の減免、支払い猶予【国・市】	<ul style="list-style-type: none"> 【世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者】 申請により介護保険料を全額免除 【主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれる第1号被保険者】 次の要件の全てに該当する方について、申請により前年の合計所得金額の区分に応じて、対象保険料額の8/10または10/10を減免 ①事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入のうちいずれかが前年度の当該事業収入などの額の3/10以上減少したこと ②減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年所得の合計額が400万円以下であること 	高齢介護課 ☎ 35-3178	
感染症の影響により納付が困難な方		<ul style="list-style-type: none"> 介護保険料の毎月の支払いについて、申請により支払期限を最大6カ月猶予 		